

31循環第603号
令和元年11月6日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛知県環境局長
(公印省略)

令和元年台風19号及び同年台風21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について
(通知)

このことについて、令和元年11月1日付け環循適発第1911011号及び環循規発第1911011号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知おきください。

また、貴団体の各会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課

産業廃棄物グループ

一般廃棄物グループ

電 話 052-954-6235 (産業廃棄物グループ)

052-954-6234 (一般廃棄物グループ)

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp